

令和5年度

大阪府枚方市各会計予算書

枚 方 市

目 次

議案第93号	令和5年度大阪府枚方市一般会計予算	…	1
議案第94号	令和5年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計予算	…	13
議案第95号	令和5年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計予算	…	17
議案第96号	令和5年度大阪府枚方市財産区特別会計予算	…	20
議案第97号	令和5年度大阪府枚方市介護保険特別会計予算	…	23
議案第98号	令和5年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計予算	…	26
議案第99号	令和5年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算	…	29
議案第100号	令和5年度大阪府枚方市水道事業会計予算	…	32
議案第101号	令和5年度大阪府枚方市病院事業会計予算	…	36
議案第102号	令和5年度大阪府枚方市下水道事業会計予算	…	39

令和 5 年度大阪府枚方市一般会計予算

令和 5 年度大阪府枚方市一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 154,500,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、18,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（報酬に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年（2023 年）3 月 3 日 提出

枚方市長 伏 見 隆

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 市 税		57,227,584
	(1) 市 民 税	26,025,958
	(2) 固定資産税	22,280,303
	(3) 軽自動車税	658,603
	(4) 市たばこ税	2,045,449
	(5) 都市計画税	4,787,872
	(6) 事業所税	1,429,399
2. 地方譲与税		670,673
	(1) 自動車重量譲与税	464,972
	(2) 地方揮発油譲与税	163,791
	(3) 森林環境譲与税	41,910
3. 利子割交付金		52,777
	(1) 利子割交付金	52,777
4. 配当割交付金		570,273
	(1) 配当割交付金	570,273
5. 株式等譲渡所得割交付金		631,796
	(1) 株式等譲渡所得割交付金	631,796
6. 法人事業税交付金		785,702
	(1) 法人事業税交付金	785,702
7. 地方消費税交付金		8,723,255
	(1) 地方消費税交付金	8,723,255
8. ゴルフ場利用税交付金		82,381
	(1) ゴルフ場利用税交付金	82,381
9. 自動車税環境性能割交付金		119,785
	(1) 自動車税環境性能割交付金	119,785
10. 地方特例交付金		444,805
	(1) 地方特例交付金	437,131
	(2) 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	7,674
11. 地方交付税		14,000,000
	(1) 地方交付税	14,000,000
12. 交通安全対策特別交付金		53,000
	(1) 交通安全対策特別交付金	53,000
13. 分担金及び負担金		524,718
	(1) 分 担 金	1,800
	(2) 負 担 金	522,918
14. 使用料及び手数料		2,228,066

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1. 議会費		654,036
	(1) 議会費	654,036
2. 総務費		10,868,584
	(1) 総務管理費	7,535,261
	(2) 徴税費	1,481,624
	(3) 戸籍住民基本台帳費	1,249,130
	(4) 選挙費	473,323
	(5) 統計調査費	42,902
	(6) 監査委員費	86,344
3. 民生費		75,225,738
	(1) 社会福祉費	31,462,684
	(2) 児童福祉費	30,056,233
	(3) 生活保護費	13,692,747
	(4) 災害救助費	14,074
4. 衛生費		15,348,480
	(1) 保健衛生費	8,622,355
	(2) 清掃費	6,726,125
5. 農林水産業費		171,456
	(1) 農業費	171,456
6. 商工費		340,722
	(1) 商工費	340,722
7. 土木費		21,217,257
	(1) 土木管理費	378,413
	(2) 道路橋梁費	3,641,304
	(3) 河川費	34,812
	(4) 都市計画費	17,154,939
	(5) 住宅費	7,789
8. 消防費		4,596,168
	(1) 消防費	4,596,168
9. 教育費		13,796,366
	(1) 教育総務費	4,376,039
	(2) 小学校費	2,831,373
	(3) 中学校費	2,096,978
	(4) 幼稚園費	623,317
	(5) 社会教育費	1,581,925
	(6) 保健体育費	2,286,734

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
枚方市コールセンター業務委託	令和5年度から 令和10年度まで	397,100
課税資料データ作成業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	3,436
市・府民税納税通知書等作成委託	令和5年度から 令和6年度まで	21,549
電気自動車賃借料	令和5年度から 令和10年度まで	5,390
LED照明器具賃借料	令和5年度から 令和12年度まで	45,584
就労準備支援事業委託	令和5年度から 令和8年度まで	50,166
枚方市地域福祉計画策定業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	2,930
就労支援事業委託	令和5年度から 令和8年度まで	58,140
私立保育所等施設整備補助金	令和5年度から 令和6年度まで	333,157
穂谷川資源循環センター第3プラント運転管理 業務委託	令和5年度から 令和7年度まで	405,992
小中学校教室等空調設備更新詳細検討調査及び 実施支援業務委託	令和5年度から 令和6年度まで	10,896
小中学校体育館空調整備事業	令和5年度から 令和21年度まで	1,121,076
学校エレベーター整備事業	令和5年度から 令和6年度まで	100,000
土地購入経費（京阪本線連続立体交差事業）	令和5年度から 令和7年度まで	122,000
物件補償費（京阪本線連続立体交差事業）	令和5年度から 令和7年度まで	120,000
文化財調査委託（京阪本線連続立体交差事業）	令和5年度から 令和6年度まで	14,000
長尾杉線整備事業	令和5年度から 令和6年度まで	84,000
総合交通計画推進事業	令和5年度から 令和6年度まで	9,800
枚方市駅周辺再整備事業	令和5年度から 令和6年度まで	21,000
枚方市駅前行政サービス再編事業	令和5年度から 令和6年度まで	521,750

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
庁舎清掃業務委託	令和5年度から 令和8年度まで	85,296
電算システム等保守委託	令和5年度から 令和10年度まで	10,320
電算システム等賃借料	令和5年度から 令和10年度まで	460,007
枚方市土地開発公社に依頼する 公共用地等先行取得事業	令和5年度から 令和9年度まで	1,675,968
枚方市土地開発公社の金融機関等からの借入金に対 する債務保証	借入を受けた日から 償還完了日まで	枚方市土地開発公社が金融機関等より借 り入れる資金に対し、7,000,000千円の 範囲内でその債務を保証する。
合 計		(7,000,000) 5,679,557

() 書は、金融機関等に対する債務保証

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償
				区分
庁舎施設改修事業	89,600	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金
支所施設等改修事業	27,900			
総合文化芸術センター別館施設等改修事業	52,500			
生涯学習市民センター設備等改修事業	109,100			
総合福祉会館設備更新事業	47,900			
社会福祉施設等施設整備事業	45,400			
公立保育所改修等事業	39,800			
私立保育園施設整備事業	170,000			
広域廃棄物埋立処分場整備事業	10,000			
東部清掃工場基幹的設備改良事業	478,300			
希釈放流センター施設改修事業	101,200			
中宮浄水場更新事業（一般会計出資債）	200,000			
やすらぎの杜設備改修事業	87,800			
公設市場施設改修事業	15,000			
枚方市駅周辺地区市街地再開発事業	2,328,900			
枚方市駅前行政サービス再編事業	880,700			
京阪本線連続立体交差事業	739,500			
光善寺駅周辺市街地再開発補助事業	541,900			
長尾杉線整備事業	128,300			
中振交野線整備事業	133,900			
御殿山小倉線整備事業	359,400			
北山通線整備事業	66,200			
公園施設長寿命化改築等事業	5,200			
雨水ポンプ場耐震化・改築事業	306,500			
交通バリアフリー道路整備事業	27,600			

(単位：千円)

還 の 方 法			
償還期限	据置期間	償還の方法	その他
30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還。	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償
				区分
自転車通行空間整備事業	42,600	普通貸借又は証券発行	8%以内	政府資金又は銀行その他資金
主要道路リフレッシュ整備事業	364,000			
歩道拡幅事業	18,000			
舗装長寿命化計画事業	62,100			
藤阪西公園施設改修事業	11,200			
施設改善維持補修事業	272,000			
禁野小学校整備事業	174,700			
学校空調設備整備事業	531,300			
学校エレベーター整備事業	30,000			
特別史跡百済寺跡再整備事業	83,900			
図書館施設改修事業	43,000			
給食調理場整備事業	103,600			
総合体育館施設整備事業	35,700			
伊加賀スポーツセンター施設等改修事業	18,200			
渚市民体育館施設等改修事業	1,000			
臨時財政対策債	2,900,000			
合 計	11,683,900			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。

利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利

(単位：千円)

還 の 方 法			
償還期限	据置期間	償還の方法	その他
30年以内	10年以内	半年賦及び年賦元利均等、半年賦及び年賦元金均等又は満期一括償還。	市財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

令和 5 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計予算

令和 5 年度大阪府枚方市国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 41,041,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000,000 千円と定める。

令和 5 年（2 0 2 3 年）3 月 3 日 提出

枚方市長 伏 見 隆

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 国民健康保険料		7,922,160
	(1) 国民健康保険料	7,922,160
2. 府支出金		28,333,254
	(1) 府補助金	28,333,254
3. 財産収入		100
	(1) 財産運用収入	100
4. 繰入金		3,822,163
	(1) 一般会計繰入金	3,822,163
5. 諸収入		963,323
	(1) 延滞金	33,100
	(2) 雑入	930,223
歳 入 合 計		41,041,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		632,388
	(1) 総務管理費	595,600
	(2) 徴収費	35,676
	(3) 運営協議会費	1,062
	(4) 趣旨普及費	50
2. 保険給付費		27,654,425
	(1) 療養諸費	23,735,366
	(2) 高額療養諸費	3,696,218
	(3) 移送費	350
	(4) 出産育児諸費	125,100
	(5) 葬祭諸費	30,000
	(6) 精神・結核医療給付費	60,391
	(7) 傷病手当金	7,000
3. 共同事業拠出金		10
	(1) 共同事業拠出金	10
4. 保健事業費		399,069
	(1) 特定健康診査等事業費	350,732
	(2) 保健事業費	48,337
5. 国民健康保険事業費納付金		12,102,622
	(1) 医療給付費分	8,739,587
	(2) 後期高齢者支援金等分	2,513,266
	(3) 介護納付金分	849,769
6. 公債費		2,000
	(1) 公債費	2,000
7. 諸支出金		40,600
	(1) 償還金及び還付加算金	40,600
8. 基金積立金		100
	(1) 基金積立金	100
9. 予備費		209,786
	(1) 予備費	209,786
歳 出 合 計		41,041,000

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
特定健診受診勧奨委託業務	令和 5 年度から 令和 6 年度まで	100
合 計		100

令和5年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計予算

令和5年度大阪府枚方市自動車駐車場特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、98,000千円と定める。

令和5年(2023年)3月3日 提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 使用料及び手数料		97,990
	(1) 使用料	97,990
2. 諸 収 入		10
	(1) 雑 入	10
歳 入 合 計		98,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		48,391
	(1) 総務管理費	48,391
2. 公債費		100
	(1) 公債費	100
3. 予備費		49,509
	(1) 予備費	49,509
歳 出 合 計		98,000

令和5年度大阪府枚方市財産区特別会計予算

令和5年度大阪府枚方市財産区特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ118,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年(2023年)3月3日 提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 財産収入		45,214
	(1) 財産運用収入	15,414
	(2) 財産売却収入	29,800
2. 繰入金		72,300
	(1) 基金繰入金	72,300
3. 諸収入		486
	(1) 雑 入	486
歳 入 合 計		118,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		112,030
	(1) 総務管理費	112,030
2. 繰出金		5,960
	(1) 繰出金	5,960
3. 予備費		10
	(1) 予備費	10
合 計		118,000

令和5年度大阪府枚方市介護保険特別会計予算

令和5年度大阪府枚方市介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,706,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

令和5年(2023年)3月3日 提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 保 険 料		7,490,938
	(1) 介護保険料	7,490,938
2. 支払基金交付金		9,663,012
	(1) 支払基金交付金	9,663,012
3. 国庫支出金		8,052,019
	(1) 国庫負担金	6,297,312
	(2) 国庫補助金	1,754,707
4. 府支出金		5,019,534
	(1) 府負担金	4,772,967
	(2) 府補助金	246,567
5. 財産収入		2,879
	(1) 財産運用収入	2,879
6. 繰 入 金		6,473,004
	(1) 一般会計繰入金	5,610,952
	(2) 基金繰入金	862,052
7. 諸 収 入		4,614
	(1) 延 滞 金	10
	(2) 雑 入	4,604
歳 入 合 計		36,706,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		626,577
	(1) 総務管理費	424,906
	(2) 徴収費	23,428
	(3) 介護認定費	178,243
2. 保険給付費		34,062,399
	(1) 介護サービス等諸費	30,799,123
	(2) 介護予防サービス等諸費	1,213,969
	(3) 高額介護サービス等費	1,449,796
	(4) 特定入所者介護サービス等費	569,258
	(5) その他諸費	30,253
3. 地域支援事業費		1,882,544
	(1) 介護予防・生活支援サービス事業費	1,634,859
	(2) 一般介護予防事業費	79,932
	(3) 包括的支援事業・任意事業費	167,753
4. 公債費		3,000
	(1) 公債費	3,000
5. 諸支出金		124,590
	(1) 償還金及び還付加算金	9,889
	(2) 繰出金	114,701
6. 基金積立金		2,879
	(1) 基金積立金	2,879
7. 予備費		4,011
	(1) 予備費	4,011
歳 出 合 計		36,706,000

令和5年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度大阪府枚方市後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,569,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、800,000千円と定める。

令和5年(2023年)3月3日 提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 後期高齢者医療保険料		6,219,352
	(1) 後期高齢者医療保険料	6,219,352
2. 繰入金		1,346,912
	(1) 一般会計繰入金	1,346,912
3. 諸収入		2,736
	(1) 延滞金	1,000
	(2) 雑入	1,736
歳 入 合 計		7,569,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 総務費		159,880
	(1) 総務管理費	145,366
	(2) 徴収費	14,514
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		7,386,884
	(1) 後期高齢者医療広域連合納付金	7,386,884
3. 公債費		1,000
	(1) 公債費	1,000
4. 諸支出金		19,600
	(1) 償還金及び還付加算金	19,600
5. 予備費		1,636
	(1) 予備費	1,636
歳 出 合 計		7,569,000

議案第 99 号

令和 5 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和 5 年度大阪府枚方市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 28,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、10,000 千円と定める。

令和 5 年（2023 年）3 月 3 日 提出

枚方市長 伏見 隆

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 繰入金		2,014
	(1) 一般会計繰入金	2,014
2. 諸収入		25,986
	(1) 貸付金元利収入	25,239
	(2) 雑 入	747
歳 入 合 計		28,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		27,999
	(1) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	27,999
2. 公 債 費		1
	(1) 公 債 費	1
歳 出	合 計	28,000

令和5年度大阪府枚方市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度大阪府枚方市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水戸数 187,180 戸
- (2) 年間総給水量 40,712,197 m³
- (3) 一日平均給水量 111,236 m³
- (4) 建設改良事業

- 施設改良事業
- 送配水管整備事業
- 送配水管更新事業
- 配水支管更新事業
- 中宮浄水場更新事業
- 送配水管更生事業
- 津田低区配水場耐震化事業
- 都市計画道路内里高野道線整備関連事業
- 北中振他配水管整備事業
- 上野3丁目他配水管更新事業

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	6,812,397 千円
第1項 営業収益	6,075,512 千円
第2項 営業外収益	736,385 千円
第3項 特別利益	500 千円

支 出

第1款 水道事業費用	6,221,935 千円
第1項 営業費用	5,784,572 千円
第2項 営業外費用	394,647 千円
第3項 特別損失	12,716 千円
第4項 予備費	30,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,506,762千円は、当年度消費税資本的収支調整額483,198千円、建設改良積立金888,625千円、過年度損益勘定留保資金592,206千円、当年度損益勘定留保資金2,542,733千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	3,642,316千円
第1項 企業債	3,240,000千円
第2項 工事負担金	190,550千円
第3項 国府補助金	11,666千円
第4項 固定資産売却代金	100千円
第5項 他会計出資金	200,000千円

支 出	
第1款 資本的支出	8,149,078千円
第1項 建設改良費	5,673,591千円
第2項 固定負債償還金	1,868,265千円
第3項 固定資産購入費	107,222千円
第4項 投資	500,000千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
資本的支出	建設改良費	上野3丁目他配水管更新事業	459,000	令和5年度	195,000
				令和6年度	157,000
				令和7年度	107,000

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
大阪広域水道企業団受水費 (令和5年度設定分)	令和5年度から 令和6年度まで	110,365
水道施設更新事業 (令和5年度設定分)	令和5年度から 令和6年度まで	495,260
配水管移設工事 (令和5年度設定分)	令和5年度から 令和6年度まで	19,000
車両購入費	令和5年度から 令和6年度まで	8,965

(企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
上水道施設改良事業	627,000	普 通 貸 借 又 証 券 発 行	8%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
津田低区配水場耐震化事業	151,000			
中宮浄水場更新事業 (PPP ・ PFI)	660,000			
送配水管整備事業	135,000			
送配水管更新事業	374,000			
配水支管更新事業	478,000			
送配水管更生事業	327,000			
都市計画道路路線 内里高野道線 整備関連事業	49,000			
北中振他配水管 整備事業	264,000			
上野3丁目他 配水管更新事業	175,000			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。
利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構
資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の
流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、
又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければなら
ない。

1. 職 員 給 与 費	830,468 千円
2. 交 際 費	50 千円

(他会計からの補助金)

第10条 福祉減免に対する補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、
108,411千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

令和5年(2023年)3月3日 提出

枚方市長 伏見 隆

令和5年度大阪府枚方市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和5年度大阪府枚方市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数		
一般病床	327	床
感染症病床	8	床
合 計	335	床
(2) 年 間 患 者 数		
入 院	95,765	人
外 来	182,939	人
(3) 一 日 平 均 患 者 数		
入 院	261.7	人
外 来	752.8	人
(4) 主要な建設改良事業		
医療器具及び備品購入費	508,683	千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 病 院 事 業 収 益	10,974,704	千円
第 1 項 医 業 収 益	9,531,284	千円
第 2 項 医 業 外 収 益	1,443,317	千円
第 3 項 特 別 利 益	103	千円

支 出

第 1 款 病 院 事 業 費 用	11,351,451	千円
第 1 項 医 業 費 用	10,967,135	千円
第 2 項 医 業 外 費 用	373,316	千円
第 3 項 特 別 損 失	1,000	千円
第 4 項 予 備 費	10,000	千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額554,907千円は、当年度消費税資本的収支調整額189千円及び過年度損益勘定留保資金554,718千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款 資 本 的 収 入	1,002,162 千円
第 1 項 一 般 会 計 負 担 金	487,226 千円
第 2 項 企 業 債	513,700 千円
第 3 項 補 助 金	1,216 千円
第 4 項 貸 付 金 返 還 金	20 千円

支 出

第 1 款 資 本 的 支 出	1,557,069 千円
第 1 項 建 設 改 良 費	575,118 千円
第 2 項 企 業 債 償 還 金	974,451 千円
第 3 項 貸 付 金	7,500 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
洗 濯 業 務 等 委 託 (令 和 5 年 度 設 定 分)	令和5年度から 令和8年度まで	150,293 千円
医 療 事 務 関 係 等 業 務 委 託 (令 和 5 年 度 設 定 分)	令和5年度から 令和9年度まで	1,059,123 千円
医 療 機 器 保 守 点 検 委 託 (そ の 1) (令 和 5 年 度 設 定 分)	令和5年度から 令和8年度まで	1,092 千円
医 療 機 器 保 守 点 検 委 託 (そ の 2) (令 和 5 年 度 設 定 分)	令和5年度から 令和10年度まで	4,970 千円
情 報 シ ス テ ム 保 守 点 検 等 委 託 (そ の 1) (令 和 5 年 度 設 定 分)	令和5年度から 令和6年度まで	14 千円
合 計		1,215,492 千円

(企 業 債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
医療機器等整備事業	478,700 千円	普通貸借 又は 証券発行	8%以内	借入先の融資条件による。但し、病院財政の都合により償還期限を短縮し、若しくは繰上償還、又は低利に借換えすることができる。
施設改修工事	35,000 千円			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。
利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構。
資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

(一時借入金)

第 7 条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)	給	与	費	5,477,525	千円
(2)	交	際	費	300	千円

(たな卸資産の購入限度額)

第 10 条 たな卸資産の購入限度額は、2,500,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第 11 条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器	手術映像記録・配信システム	一式
医療機器	超音波画像診断装置	一式
医療機器	医療情報セキュリティ強化システム	一式
医療機器	バイタル連携機器等	一式
医療機器	内視鏡外科手術装置	一式
庁用器具	医師勤怠管理システム	一式

令和 5 年 (2 0 2 3 年) 3 月 3 日 提出

枚方市長 伏見 隆

令和5年度大阪府枚方市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度大阪府枚方市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | | |
|-----|------------------|------------|----------------|
| (1) | 汚水整備人口 | 385,995 | 人 |
| (2) | 年間有収水量 | 39,161,035 | m ³ |
| (3) | 一日平均有収水量 | 106,997 | m ³ |
| (4) | 整備・建設改良事業 | | |
| | 汚水公共下水道整備事業 | | |
| | 雨水公共下水道整備事業 | | |
| | 汚水公共下水道未普及地区整備事業 | | |
| | 汚水改良事業 | | |
| | 雨水改良事業 | | |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	12,746,413 千円
第1項 営業収益	9,524,101 千円
第2項 営業外収益	3,188,137 千円
第3項 特別利益	34,175 千円

支 出	
第1款 下水道事業費用	11,959,054 千円
第1項 営業費用	10,668,889 千円
第2項 営業外費用	1,220,145 千円
第3項 特別損失	10,020 千円
第4項 予備費	60,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,413,527千円は、当年度消費税資本的収支調整額77,748千円、過年度損益勘定留保資金2,381,230千円、当年度損益勘定留保資金1,954,549千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	2,552,974 千円
第1項 企業債	979,900 千円
第2項 工事負担金	439,725 千円
第3項 国府補助金	314,550 千円
第4項 他会計負担金	818,799 千円

支 出	
第1款 資本的支出	6,966,501 千円
第1項 整備事業費	463,848 千円
第2項 建設改良事業費	1,945,917 千円
第3項 固定負債償還金	4,440,906 千円
第4項 固定資産購入費	115,830 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
家屋調査業務委託 (令和5年度設定分)	令和5年度から 令和6年度まで	700
設備更新工事	令和5年度から 令和6年度まで	556,350
整備工事(連続立体交差事業分)	令和5年度から 令和6年度まで	1,017,600
耐震化実施設計委託	令和5年度から 令和6年度まで	160,000
水洗便所等改造資金融資制度に 基づく金融機関に対する債務の 損失補償	融資を受けた日から 償還完了日まで	枚方市下水道条例第24条及び枚 方市水洗便所等改造資金助成規 程第2条に基づく融資に対し、 30,000千円の範囲内でその損失 を補償する。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道整備事業	870,700	普通貸借又は 証券発行	8%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は、低利に借り換えることができる。
流域下水道事業	109,200			

(注) 借入れについては、翌年度に繰り越して借入れすることができる。
利率については、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1. 職員給与費	951,053 千円
2. 交際費	50 千円

(他会計からの補助金)

第10条 福祉減免に対する補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、125,363千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、30,000千円と定める。

令和5年(2023年)3月3日 提出

枚方市長 伏見 隆

発行年月 令和5年(2023年)2月

発行 枚方市
大阪府枚方市大垣内町2丁目1番20号
Tel 072-841-1221(代表)

編集 総合政策部財政課
072-841-1311(直通)